

騒音に係る関係法令等について

1. 騒音に係る環境基準

「環境基本法」（平成 5 年、法律 91 号）に基づく環境基準（平成 10 年 9 月、環境庁告示第 64 号）を表 1 に示す。

表 1 (1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域以外の地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

注) 昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10～午前 6 時

表 1 (2) 騒音に係る環境基準（地域の類型指定）

地域の類型	当てはめる地域
AA	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など特に静穏を要する地域
A	専ら住居の用に供される地域
B	主として住居の用に供される地域
C	相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域

ただし、次表に掲げる地域に該当する地域（以下「道路に面する地域」）については、上表によらず表 2 に示すとおりである。

表 2 (1) 騒音に係る環境基準（道路に面する地域）

地域の類型	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

注) 昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～午前 6 時

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にも関わらず、特例として次表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

表 2(2) 騒音に係る環境基準（幹線交通を担う道路に近接する空間）

基 準 値	
昼 間	夜 間
70 デシベル以下	65 デシベル以下
備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあつては 45 デシベル以下、夜間に会つては 40 デシベル以下）によることができる。	

注) 昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～午前 6 時

また、茅ヶ崎市における地域の類型を表 3-1-3 に示す。

表 3 茅ヶ崎市における地域の類型

地域の類型	該 当 地 域
A	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域、 第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域
B	第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、その他の地域
C	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

出典) 神奈川県告示第 312 号（平成 11 年 3 月 30 日）

2. 自動車騒音の限度（要請限度）

騒音規制法(昭和 43 年法律第 98 号)第 17 条第 1 項の規定に基づく指定地域内における騒音の要請限度を表 4 に示す。

表 4 自動車騒音に係る要請限度

地域の区分	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル以下	55 デシベル以下
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル以下	65 デシベル以下
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75 デシベル以下	70 デシベル以下

注) 昼間：午前 6 時～午後 10 時、夜間：午後 10 時～午前 6 時

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にも関わらず、特例として昼間においては 75 デシベル、夜間においては 70 デシベルとする。